

第 18 回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和3年11月15日（月）午後5時30分
2. 閉 会 令和3年11月15日（月）午後6時45分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・上田 有里子委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・恒松 小百合委員・野地岡 裕之委員・重本 匡晴委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・近藤 裕敏委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・西岡 浩二生涯学習推進部長・伊藤 雄一郎学校教育部長次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について
2. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について
3. その他
6. 議事内容
- 会長 みなさま、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、第18回交野市学校教育審議会を開催します。
それでは、次第に従いまして、議事を進行させていただきたいと思っております。
まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。
- 事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。
本日の出席委員は17人中、13人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

異議がないようですので、公開にしたいと思います。
事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか？

事務局 希望者はありません。

会長 本日は傍聴希望がありませんので、このまま審議を続けたいと思います。

それでは、案件（１）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

この案件については、現在事務局にて実施いただいております、第三中学校区の地域懇談会終了後に、懇談会の報告も受けたうえで、あらためて学校適正配置の方向性について、取りまとめを行うこととしておりました。まずは、これまでの間の懇談会の進捗について、事務局からご報告いただきたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 第三中学校区の地域懇談会の進捗について、ご報告いたします。

前回の審議会では、緊急事態宣言の影響で、懇談会の日程に変更があり、スライドに記載の日程にて懇談会を開催することになったことと、あわせて第２回懇談会の内容について、ご報告させていただきました。

本日につきましては、先日、11月9日に第３回懇談会を実施しましたので、そちらの内容についてご報告させていただきます。

懇談会ですが、これまで３回実施しまして、内容はスライドに記載のとおりとなっております。

第２回懇談会では、懇談会参加者どうしの意見交換も踏まえて、令和２年度からみて５年後の第三中学校区の学校適正配置について、一人ひとりにお考えいただきました。

そして、先日実施いたしました第３回懇談会では、第２回に引き続き、10年後20年後の第三中学校区の学校適正配置について、参加者のみなさまにお考えいただきました。

また、次回の第４回懇談会では、これまでの懇談会で参加者にお考えいただいた、将来に向けた第三中学校区の望ましい学校配置について、取りまとめを行っていきたいと考えております。

懇談会の報告については、以上です。

会長 ありがとうございます。

第三中学校区の学校適正配置の方向性については、審議会でもこれまで審議してきましたが、かなり先の見通しをもって懇談会を実施してい

ただいておりますので、それによってはかなり異なってくると思います。我々の取りまとめの中では、施設一体型の小中一貫校が望ましいのかな、でも急には無理だという話もここで出ていましたし、地域からは溜池の活用も視野に入れてほしいという話があるけれども教育委員会で勝手に決めることはできないし、という話が出ていました。そのあたりを勘案してさまざまなご意見をいただいて最終的な方向性が出てくることになると思います。第4回の懇談会までをみて、我々としても取りまとめたいと思います。

今の時点でご質問などはございませんか。

委員

第三中学校区の地域懇談会を3回やっていますけれども、今おっしゃっているように、審議会では地域懇談会の報告を受けて、在り方を決めるということですが、審議会と地域懇談会の関連は。3回で、5年後、10年後、20年後はどうなるか、ということ準備をして話しているのではなく、個人の意見で言われてもまとめるのが大変で、中には小中一貫校自体に反対だという方もおられますし、第一中学校区のことばかり話される方もおられますし、それぞれの言い分があるんですけども、簡単には4回でまとまらないんじゃないかと思っています。

私は、審議会でも溜池の話も少しさせていただきましたけれども、10年、20年後に溜池を活用した案として載っていないければ、誰もが20年後どうしたらいいか、というような案として出てこなくなってしまう。溜池は昔は農業のために大切にされてきたものですが、自然災害をどういうふう回避して次の使い方を有効に考えていくかという地域の課題があります。学校の課題だけでなく、今まで1つの地区であった地区が7地区に分かれている、この50年間地域が分散してしまっているんです。これを、教育を機会として一つのまとまった地域に連携して、支え合うようなかたちになればいい。次は新しく星田北地域に2,500人ほどの方が入ってくると聞いていますが、基本的には令和7年にはまちびらきをするということですが、住まわれる方がなかなか決まらなくて、時期はどんどん決まってくけれども方向性が定まらない中で、教育の課題は教育だけでなく地域も含めて一番いいような環境をつくらなければならないと思います。

一番お話したかったのは、地域懇談会と学校教育審議会の間に、どういった関連を持たせて教育委員会は考えておられるのか、ということをお聞きしたかったんです。

会長

おっしゃるとおり、教育とまちづくりは密接な関係がありますので。我々としては、いったんの結論の最終形としては、施設一体型小中一貫校になるのかな、という話ですが、急にはできないので、施設一

体型小中一貫校を整備する場合には、溜池の活用も十分検討してほしいということは言っていますので、そのあたりは十分認識しているところかと思っています。このことは本審議会の委員のみなさまにもご理解いただいていると思っています。

先のことになりますので、地域懇談会も開催していつているという状況ということによろしいでしょうか。

事務局

地域懇談会と学校教育審議会の関係性というところもありますけれども、教育委員会が所管している学校教育に関することなどについて、大きなことを決める時には、諮問機関である学校教育審議会にご意見を伺って決めていく、ということになります。学校規模適正化につきましては、教育関係者だけでなく地域の方々にも関係することですので、施設一体型小中一貫校を第一中学校区に整備するということを決めていったことにつきましても、学校教育審議会での審議は一定ある中で、やはり地元地域の意見は聞く必要があるということで、地域懇談会を第一中学校区でやってきました。

今回も第三中学校区の学校適正配置を考えていくといううえでは、審議会でも一定判断はしていただくんですけども、そのためのいろいろな情報として、地域の意見として懇談会をしている状況です。ですので、最終的には懇談会における地域の意見を加味していただいて、審議会でも判断いただいたものを答申として教育委員会が受け止め、その答申を受けてパブリックコメントが必要であればさせていただいたうえで、市の計画としていく、という流れになるかと思えます。

会長

委員、この流れの説明でよろしいでしょうか。

委員

概略としてはわかっているつもりはしているんですけども、地域懇談会にあまりウェイトをかけていいものが出てくるというようなことではなく、ここは決める場ではないですよ、というような話できています。なぜ小中一貫校に反対なのか、ということについても、これは第三中学校区の課題だから、というようなことではなく、やっぱりこれからの時代は広く一般的に、小中一貫校が絶対にだめだというような論議だけをしていてもよくない。持論として自分は反対です、ということは結構ですけども、なぜ反対なのか、反対する方はどういった将来を考えておられるのか、というような話もしてほしい。別添の資料では、このまま長寿命化などをしていくと将来これだけ費用がかかりますよ、というのがあったり、一つの学校で最高のものを整備すれば地域の避難所にもなるし、旧の学校施設も地域のために開放できる、というようなかたちで、地域全体としてはそういった利用がいいな、とは思っています。

懇談会に参加されている方は自分の子どものことや自分の近くのこと、通学路のことなど、危険なところばかりを出して心配されているんですけども、学校を整備するとなってくると、当然通学路の整備は学校整備の一環として考えていかなければいけないことなので、そのあたりが、私は審議会に参加しているのでだいたいわかるんですけども、いろんな意見を聞いていると、4回目でどういう話になってくるか心配しているところです。

委員

市PTA協議会の方でも、第一中学校区のことや第三中学校区のことなどがどうなっているのか、という話が出てきていまして、懇談会に出席されている会長さんもおられる中で、今言われている審議会と懇談会の位置付けについて、そこでどういう説明をされているか分かりませんが、この審議会で決めているようなニュアンスで取られてしまっていたりしているんです。審議会ではどういう話をしているのか、というような話が飛んでくることがありまして、あくまでも審議会では意見としてお話しさせていただいて、最終的には教育委員会で決まるんですよ、ということはあるんですけども、やはり懇談会の時の説明不足というふうに感じられているようで、今言われていたようにメリット・デメリットであったり、参加者の中には第一中学校区の話をする方がおられたり、まったく違う話になったりして、なかなか時間内に思ったように進まないことも多いそうなんです。

審議会はあくまでも方向性を出して、決定機関ではないということは言っているんですけども、その方は運営側の説明で、そういう意見が出ていますから、そういうふうに決まっていますから、というふうに、あたかも決まっていて、それを説明されているような受け方をされているようで、参加されている方と運営側で情報交換はしっかりしていただかないと。第一中学校区の方も、今になって通学路のことはどうなっているんだ、というようなこともあって、そこでどんな話をしていたのか、と我々が聞かれるようなことになっているんです。

あくまでも審議会を通過した時点ではこういう話でしたよ、という説明はしているんですけども、メリット・デメリットであったり、こういうかたちになっている、ということであったり、どういう話をされているかはわからないんですけども、もう少し説明を丁寧にしていただいた方がいいと思います。単位PTA、市PTA協議会の方へ意見があがってきている中で、市PTA協議会も陳情をあげる必要があるのか、というような話も少し出てきています。できれば、こういった場で丁寧な説明をしていただくと、我々も審議会に出ていてPTAの意見も言わせていただいているよ、ということも伝わっていくのかと思います。

会長

第一中学校区については答申も終わってしまっているわけですが、議論を積み重ねていって審議会としてはこうだろう、ということで、議事録はすべて公開されていると思うので、自分たちが思いつきで決めたということではなく、丁寧に順序立てて1回で決めるのではなくやっているな、ということが分かると思います。そのあたりが、懇談会に参加されている方には、突然こういう話が出てきた、というようなイメージになるのかな、と聞いていて思いました。

我々も説明を求められても、振り返って第一中学校区のとときの議論はどうだったか、ということ再現できるわけではないので、委員のみなさんにご負担をおかけしているな、とも思いました。

基本的には、我々は教育委員会から諮問を受けて、このことについてはどうでしょうか、ということで。各団体の代表の方、公募委員の方などいろいろな方に集まっていただいて意見を出し合って、最後にはこういう方向性ですね、と決める時には地域の意見も聞きましょう、というご意見もいただくので、そこで、地元の意見を大切にしたいということで、地域懇談会を開催していただいているのかと思います。

我々としては第三中学校区についてはこういう方向かな、ということはある程度は持っているわけですよ。答申を出すと、教育委員会でそれをもんでいただくこととなります。最終的に学校を整備するかどうかということは、費用がものすごくかかるので、おそらく議会で話し合われることになっていくんだろうと思います。何層にもわけて審議されていって、最終完成するというような仕組みになっています。

我々が決めたことが最後までいくということでは決してないということです。議会の議決というものは大きいことですので。そういうこともあって、負担の大きいことではあるんですけども、我々は自由に意見を言って、思っていること、まちづくりのことも含めてどんどん意見を出していただいて、我々としての方向性を出していきたいと思えます。それを受けて教育委員会、市議会で審議していただくということです。忖度なく思うことをおっしゃっていただければ、と思っています。

事務局

位置付けとしては先ほどおっしゃったとおり、地域のご意見をお聞きして、審議会に持って帰って判断していただいて、答申をいただくということだと思います。

今回の第三中学校区の懇談会の進め方というところで、1回目の時に意見交換の時間を長くってほしいというご意見がありましたので、通常ですと教育委員会から状況などの説明する部分を、詳細資料で送付させていただいて、懇談会の時間のうちのほとんどを意見交換としていただく、という進め方をしているところがありますので、そのあたりで教

育委員会の説明が少ないと思っておられるところがあるかもしれません。どういうやり方をするかの一長一短はありますが、求められている資料につきましてはかなり綿密なものを担当で作成し、事前に参加者にお渡しして意見交換をしていただいているというところはあります。

会長 他によろしいでしょうか。12月初旬の第4回をみて我々としての方向性を出していくということにはかわりはないんですけども。

委員 地域懇談会は4回目以降は開催されないのでしょうか。地域の意見を聞く場はこれが最後になるのでしょうか。

事務局 今のところは4回を予定しております。懇談会として一つの結論というのは出てこないんだと思うんです。第一中学校区のときもそうでした。第一中学校区の時も班ごとに意見をまとめるやり方をしたんですけども、班によっては違う意見がでてきますので、ここにあがってくるのは、そこであがった意見に疑念の意見も、反対の意見もあるでしょうし、やっぱりこれがいいよね、という意見もあるでしょうけれども、そういうことを含めて、すべて審議会にあげさせていただこうと考えております。

会長 他によろしいでしょうか。メリット・デメリットをずっと検討して、第三中学校区については、審議会ではこういうパターンだな、とおもっているところはあるんですけども、みなさんの意見をお聞きして、最終的に第4回が終わって、我々の方向性を出すということになります。

それでは、案件（1）については、以上といたします。

続いて、案件（2）「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について」を議題といたします。

この案件では、郡津1丁目の一部地域と私部西5丁目の一部地域という、2つの地域の望ましい学校区について、これまで審議を進めてきました。

その結果、前回の審議会において、郡津1丁目一部地域については郡津小学校区が、私部西5丁目については交野小学校区がそれぞれ望ましい学校区であろう、ということで方向性を取りまとめることができましたので、本日は答申作成を行いたいと思います。

答申作成にあたっては、これまでの審議会での審議内容を取りまとめ、事務局に素案を作成していただいておりますので、まずは、答申素案について事務局から説明を受けたいと思います。

事務局、お願いします。

はじめに、諮問以降にこの案件の審議中に委員に就任された方も多いと思いますので、諮問事項など、この案件の位置づけについて、簡単にご説明させていただきます。

スライドには、諮問事項と諮問内容の概要をまとめて記載しています。この案件は、諮問事項「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」に関するもので、この諮問事項における諮問内容としては、スライドに記載の①と②の2点ありました。このうち、①については、すでに令和2年1月に中間答申をいただいています。そして、今回答申を作成していただきますのが、②の学校区と地区の境界が一致していない地域の将来に向けた望ましい学校区について、という位置づけとなっています。

それでは、お手元の資料「答申素案」をご覧ください。答申素案には、第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域について、事務局から説明させていただきましたことや、これまで委員のみなさまにご審議いただいた内容等を取りまとめています。

表紙の裏には、目次を記載しています。目次をご覧ください。まず、「1. はじめに」では、諮問から答申に至るまでのこれまでの経過を記載しています。

次に、「2.」では、第一中学校区における今後の学校統合について、記載しています。

続いて、「3. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域」では、(1) 郡津1丁目一部地域、(2) 私部西5丁目一部地域について、それぞれの該当地域やこれまでの学校区の変遷について記載しています。

次に、「4.」では、郡津1丁目一部地域の望ましい学校区に関するこれまでの検討内容や審議会で取りまとめたいただいた望ましい学校区について記載しています。

最後に、「5.」では、私部西5丁目一部地域に関するこれまでの検討内容と望ましい学校区について記載しています。

それでは、続いて、答申素案の中身についてご確認くださいと思います。まず、1ページの「1. はじめに」をご覧ください。ここでは、本市のこれまでの児童生徒数の推移から学校規模適正化の検討を始めた経緯、そして、「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」諮問に至った経緯や、これまでの審議経過等について記載しています。

続いて、2ページ目上段の「2. 第一中学校区における今後の学校統合について」をご覧ください。みなさまもご存じのとおり、第一中学校区では、今後、令和7年度の義務教育学校の開校に向けて、令和4年度に交野小学校と長宝寺小学校が統合し、現在の長宝寺小学校敷地にて、統合校である、交野みらい小学校が開校します。

また、令和7年度には、現在の交野小学校敷地に交野みらい小学校と第一中学校の統合校である義務教育学校、(仮称)交野みらい学園が開校します。

このように、第一中学校区では、今後、学校統合により学校の位置や学校区が変わってきますので、ここでは、第一中学校区の今後の動きについて記載しています。

次に、2ページ中段の「3. 第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域」をご覧ください。ここでは、(1)郡津1丁目一部地域と(2)私部西5丁目一部地域という2つの地域について、それぞれの学校区と地区の境界が一致していない地域や、これまでの学校区の変遷について記載しています。

ここに記載している内容につきましては、これまでの審議会でもご説明させていただいておりますので、後程ご確認くださいと思います。

次に、3ページ下部の「4. 郡津1丁目一部地域の望ましい学校区について」をご覧ください。ここでは、郡津1丁目一部地域の望ましい学校区について、これまでご検討いただいた内容や取りまとめたいただいた内容について記載しています。

まず、(1)の検討内容ですが、①から③まで、3点記載しています。

①は、郡津1丁目一部地域の「児童生徒数と学校施設」についてです。

②は、「通学の安全性等」に関する事で、郡津1丁目一部地域から長宝寺小学校や、交野小学校、郡津小学校への通学距離や通学路に関する記載となっています。

③は、「周辺地域との関連について」ということで、郡津1丁目一部地域の周辺地域との関連性について記載しています。

次に4ページ中段の(2)には、望ましい学校区の検討にあたって参考としていただきました「意見聴取会及びアンケート調査」等について記載しています。

続いて、5ページ中段に記載しております(3)には、これまでの審議で取りまとめたいただいた、郡津1丁目一部地域の望ましい学校区について記載しています。

ここは、特に重要な部分ですので全文読ませさせていただきますので、ご確認くださいと思います。

(3) 郡津1丁目一部地域の望ましい学校区について

郡津1丁目一部地域では、今後大幅な児童生徒数の増加は見込みにくいことから、当該地域を長宝寺小学校区から郡津小学校区に校区変更した場合でも、学校規模に大きな影響を与えるおそれはないと考えられます。

このようなことを踏まえた上で、学校区に関するアンケート調査の結

果において、当該地域の望ましい学校区として郡津小学校区が望ましいとのお返事をいただいた方が多いこと、学校区と地区の境界が一致することで郡津地区の抱える課題が解消され、地域コミュニティの更なる発展が期待されること、また、令和7年度に予定されている「(仮称)交野みらい学園」の開校以降は、当該地域からの通学距離は郡津小学校の方が近く、通学の安全を確保しやすいと考えられることなどから、郡津1丁目一部地域の学校区については、郡津小学校区とすることが望ましいと考えます。

一方で、学校区に関するアンケート調査の結果を見ると、回答数は少ないものの、保護者や未就学児保護者世帯では、長宝寺小学校区が望ましいとのお意見が半分を占めており、その理由としては「(仮称)交野みらい学園」に就学の方がよいとのお意見が多いことから、「(仮称)交野みらい学園」への就学を希望する世帯への配慮や、現に長宝寺小学校や第一中学校に在学中の児童生徒への配慮は十分に行う必要があると考えます。

また、校区変更の実施時期としては、「(仮称)交野みらい学園」の開校が見込まれている令和7年度からの実施が望ましいと考えられます。一方で、意見聴取会やアンケート調査のお意見でもあったように、令和7年度に校区変更を実施するという方向性があらかじめ定まる場合には、児童生徒の転校時期等様々な事情を勘案し、校区変更に先立って、校区変更後の学校への就学を希望される世帯には、一定の就学上の配慮を行う必要があると考えます。

郡津1丁目一部地域の望ましい学校区については以上です。

続いて、5ページ下部の「5. 私部西5丁目一部地域の望ましい学校区について」をご覧ください。

ここでは、私部西5丁目一部地域の望ましい学校区について、これまでご検討いただいた内容や取りまとめていただいた内容について記載しています。

まず、(1)の検討内容ですが、先ほどの郡津1丁目と同様に、①から③まで3点記載しています。

①が「児童生徒数と学校施設」について、②が「通学の安全性等」について、③が「周辺地域との関連について」となっています。

また、6ページ中段の(2)には、これまでの審議で取りまとめていただいた、私部西5丁目一部地域の望ましい学校区について記載しています。こちらも全文読ませさせていただきますので、ご確認いただきたいと思います。

(2) 私部西5丁目一部地域の望ましい学校区について

私部西5丁目一部地域から藤が尾小学校及び交野小学校への通学条件を比較すると、通学距離、通学の安全性ともに、藤が尾小学校区への

通学が望ましいものと考えます。

また、当該地域と星田北 4 丁目にまたがる住宅区域は、一連の開発区域となっていることや、私部西 5 丁目の学校区は第二京阪道路という大きな地形地物によって分かれていることを考えると、当該地域の地域コミュニティとしては、現状の学校区を維持することが望ましいと考えます。

以上のことから、可能であれば学校区と地区の境界は一致していることが望ましいと考えられるものの、私部西 5 丁目一部地域の学校区については、現状のまま藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。

答申素案についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

これまでの経緯、だいたい前回までの議論を含んだ内容になっているかと思うんですが、ここが気になる、こういう表現の方がいいのではないかなどありましたら。

郡津 1 丁目の望ましい学校区について、校区変更の時期としては令和 7 年度からの実施が望ましいと書かれているんですが、(仮称)交野みらい学園の開校の時期にあわせて、ということでしょうか。

もう 1 点、一定の就学上の配慮を行う必要があると考えます、ということがありますが、わかりにくい気がするんですが、具体的にはどういうことを考えておられますか。もしそのあたりが、現段階でこういう配慮をするつもりがあるんだ、ということがあれば。

事務局

答申素案の資料集をご覧ください。令和 7 年度に校区変更を想定している理由ですけれども、長宝寺小学校自体も郡津 1 丁目で、その隣のフルシ交野のあたりも郡津 1 丁目で長宝寺小学校区なんです。令和 4 年度から 6 年の間は長宝寺小学校の場所に交野みらい小学校ができて、フルシ交野の近隣の方は交野みらい小学校に通うことになります。ですので、すぐ隣に学校があるのに、令和 4 年度から郡津小学校区とするのではなく、ということです。

一定の就学上の配慮については、令和 7 年度に校区変更を行うということがそれまでに分かるのであれば、それまでの児童生徒について、一定の就学上の配慮を行う必要がある、というふうに読んでいただければ、と思います。この答申が出るということは、こういう方向になるだろう、ということが今年度中にはこの地域のみなさんにはわかるということで、では、令和 7 年度から郡津小学校区になるということがわかっていて、来年度の 1 年生等が先に郡津小学校に就学したいということがあれば一定の配慮は必要である、という内容になっています。

会長 もう少しストレートに書いてもいいような気がします。一般の方が見た時に、一定の配慮とは何をしてくれるのか、という質問がありそうです。

委員 この地域に住まわれているPTA会長さんがおられまして、アンケートもされているんですけども、事前の説明もなくアンケートがあって、どうなるのかな、と思われているんですけども、たまたま前回の審議会のあとに市PTA協議会があったので、そこでまた聞かれたんですけども、こんな話でした、ということで、来年度から弾力的な運用はされます、とお伝えしたんですけども、一般の方ではちょっと読み取れないかな、と思います。令和7年度からしか配慮されないんじゃないかな、という読み方になってしまうので、もう少し書いていただいた方が。

会長 できるだけ、住んでおられる方の要望には弾力的に对应していこうというようなことですよね。一定の、というと線を引かれそうな感じで、(仮称)交野みらい学園にも、郡津小学校・第二中学校に通える、というような、そういう表現の方がわかりやすい方が納得が得られるのではないのでしょうか。我々もここでそういう話をしていますので。

委員 郡津小学校を選んで、郡津小学校に通っていても、(仮称)交野みらい学園に転校は可能なんではないでしょうか。

会長 最初は郡津小学校に行こうと思って通っていたけれども、やっぱり(仮称)交野みらい学園に通おうかな、というような場合のことですね。

委員 やっぱり綺麗だし魅力があるな、と思うような場合です。

会長 いつまでも決めないわけにはいかないと思いますけれども。

委員 一回決めてしまうと、もう分かれてしまうのかどうか。今まで長宝寺小学校で人数も少なく、郡津小学校だと人数が多くなるとどうなのかな、と思う子も出てくるかもしれないと思ったんです。
施設もできてくると見学会があったりもするのかと思ったんです。

会長 弾力的にはやるけれども、いつまで変更可能なのか、ということですね。

委員 それは、令和4・5・6年度に事前に郡津小学校に通いたいという方のことですよ。

委員 例えば事前に、小学1年生で就学する時に、先のことを考えて郡津小学校を選んでも、令和7年度段階で（仮称）交野みらい学園がいいな、ということをお認めるのか認めないのか、というのは管理するのも大変かと思ひます。

委員 中学校のこともお見据えておっしゃるのか。

委員 それとも、弾力的運用をそこまで認めるのか、という。学校ができたなら、いいな、と思ひ人も出ておられると思ひます。

会長 人数的には、そんなに多くないから。20人も30人もいればクラス数がかわたりして大変になっておもしろいからすけれども。

いつまでも変更は可能ですよとはいかないからすよね。細かいところまで、この審議会でお決める必要があるからすでしょうか。そういう意味で、一定の就学上の配慮と書かれておるのか。何年度まで行けるかをここで、我々が決めるのは困難だと思ひて聞いておる。開校してからやはりあちらに行きたい、令和8年度になってから行きたいとか言われても、難しいと思ひたりもします。それをこの審議会でお何年度まではOKとするかを決めるのは難しいと思ひます。

今、一定の配慮の説明いただきましたが、どこでお決めるということになるからすでしょうか。

事務局 今回、配慮は大きく2つあると思ひれます。一つは令和7年度に校区が変わるときに、長宝寺小学校区から郡津小学校区に変わる子どもたちへの配慮がメインの配慮かと思ひます。そこについては、これまでの校区変更もあるからすので、いつまでということであれば、その時にもう生まれておる子どもの6年間、あるいはその兄弟姉妹を対象にするなど、細かいことについては、これまでの例も見ながら一定教育委員会で進めさせておきたいと思ひます。

もう一つの配慮が、アンケートなどで意見が出てきたもので、令和7年度に校区が変わることが分かっているからすのであれば、令和4年度から入学する子どもなどについてはもう郡津小学校に通わせて欲しいとの意見を踏まえたうえでの、5ページ（3）の一番最後の段落の部分となります。

ここについては、一定現在の指定校変更では申請の時に、いつまで、例えば卒業まで、といったことを記載していただくからすので、基本的にはそ

ここに記載のとおりになるかと思えます。ただ、それ以外の個別の事情などがあり、戻らなければならないということがあれば、その都度審査会で判断させていただくものと思っています。

会長

あまり、細かいところまでをここで決めるのは無理だと思っています。一定の就学上の配慮は必要であると考えます、のところをもう少し詳しく書くのか、はっきりとは決められないので、このままにしておくのか、ご意見いかがでしょうか。もう少し詳しく、書ける範囲までということであれば、文章を調整してもらってもいいと思いますが。

事務局

(3)の、3段落目が先ほど言ったように、令和7年度に校区が変わる時の配慮、4段落目が令和7年度に変わるのであれば、来年からの配慮という形で考えていただければわかりやすいかと思えます。

委員

具体的に、何年度の入学の子は選べると書いていただいた方が分かりやすいです。文章を変えなくてもいいので、令和4年度の子は長宝寺小学校も郡津小学校も選べて、令和7年度以降は選べません、というように書き方を変えてもらえれば。令和7年度以降は校区をきっちり分けるので、令和4・5・6年度の子が事前にどちらでも選んでもいいよ、ということになるんですよ。

委員

きょうだい関係がいれば、令和7年度以降も可能ではないでしょうか。

委員

きょうだい関係は、また別の考えで、先倒して選べるのは、令和4・5・6年度の子だけかと思うんですけども。

会長

きょうだい関係がある場合は認めてもいいよ、という話があるので本当はもう少し広いですよ。

委員

それなら、令和7年度もきょうだい関係があった場合は選べる、などの表にすれば。文章にすると長くなるので。それであれば、令和4年度からの子について対応するとしておいて、詳細は教育委員会で対応いただければいいんじゃないでしょうか。パターンを全部載せるとボリュームが大きくなるので。どの子がいつから対象なのか、ということになると、ここの文章を読むだけでは令和7年度から対象になるのかとの読み方になるので、令和4年度の子から対応ですよという、スタート地点が分かれば良いのでは。

委員 令和7年度は対象ではないのでは。

委員 きょうだい関係があれば下の子は選べる。

委員 きょうだい関係の特例は、別にあるんですよね。

事務局 今、話されているきょうだい関係についてや、何年度からといった細かいところについては、今、要綱として作成している途中で、内容について分からないからここに記載しないのではなく、内容についての説明は、もちろん当該地域にするつもりですので、そこで細かいところは説明させていただいて。答申というものは、こういう方向性でどうですか、という、諮問に対する答えであるので細かいところまでは良いのかな、と考えています。

答申を受けて、教育委員会でそういう方向でいきましょう。ではどういふふうな配慮がいるかと決めていくこととなります。

委員 保護者とすれば、配慮が決まったうえでの答えが欲しいと思うんです。一定の配慮の内容が分からないまま、答申を出してしまうと、なぜ、そのようなものに OK 出したのかという話が出てくると思うんです。配慮という部分は明確にさせていただく必要があるんです。そこが重要になってくる。

会長 配慮の内容までは難しいですが、いつからかということが一番必要だと思うところなんです。例えば、「一定の就学上の配慮を行う必要があると考えます。」の前に、「令和4年度から」を加えれば、スタートラインが令和4年度と分かりやすいのではないのでしょうか。

その一定の配慮については、これから生まれてくる子をどうするなどまでここで審議することは難しいです。また、きょうだい関係のこともあって、終わりをいつまでにするかも難しいですけども。

委員 どういった配慮をするのかまで決めるのは、難しいと思います。答申というのは、一般の方も目にするところがあるんじゃないでしょうか。

事務局 審議会の資料等はすべてオープンにしています。

委員 どういったものかは、今後、教育委員会でどういったものか話し合われ出てくるものだと思うので、答申としてはそこまでの方向性なので、令和4年度から、くらいまでの記載でいいのかな、と思います。

事務局

答申をいただいて、ここでの議論、意見を踏まえて制度設計していくこととなります。第4段落目にあるのが、令和4年度からの校区変更前の配慮が書いてあります。方向性があらかじめ定まる場合としており、令和7年度に校区変更することがこの答申を受けて教育委員会で決まれば、校区変更先立って校区変更後の学校への就学を希望される世帯には、という書き方をさせていただいています。

教育委員会で、令和7年度から校区変更することが明確になった段階で、今でいえば令和4年度から新しい学校への就学を可能とする配慮であると一定読めるものと考えています。

会長

校区変更先立って、ということが令和4年度になるだろうということですね。

事務局

そこを定めたいために、このタイミングで答申を出していただきたいと考えているんです。これが直前の3月とかになれば、保護者にとっては混乱しかなくなってしまいます。

委員

この答申が決まれば、オフィシャルにはこの地域の方にはどのくらいで説明きるのか。

事務局

説明会は、12月中には行いたいと考えています。

会長

我々としては、早く決めて、保護者にお伝えしたいですよ。先ほど、「令和4年度から」を入れるかどうかと申しあげましたが、事務局からは「校区変更先立って」という言葉があるとの説明がありましたので、そのあたりでご意見などございますか。

委員

入れることに反対ではないが、この文章で、今私たちが考えている令和4年度からの事前の配慮の部分も含むんだ、ということをお答えいただいていますし、この文章でそう読めないこともありません。そんなことが必要だという答申として出すので、それを具体的にした時には、何年度からなのか、ということは今の議論の中からかたちにさせていただいて、説明会の時には、もっとわかりやすく、具体的にはこうですとか、極端にあまり行ったり来たりは望ましくないなど、具体例を示して、保護者の方が迷わないよう、考えたように進められるように出していただけると、私としては考えています。そういう意味の方向性としては分かるのではないのでしょうか。PTA 関係の方から出されている具体的なところは、説明会でしっかり入れていただければいいのかな、と思います。

会長 12月に説明されるとのことなので、当然来年度からとの話にはなると思われますよね。

委員 うちの子が、来年小学校に入学するんですが、もう校区の案内が来ているんです。12月では遅いと思ったりもします。早々に決めてあげる必要があると思います。説明の時に、具体的な内容を説明されるのであれば、答申としては無くてもいいのかな、と思いました。

会長 とにかく早めにやっていただくことが大事で、説明もしていただくということで。答申はこれでいくということでしょうか。

委員 説明をされるとのことですが、かなり色々と疑問も出ると思うので、説明及び相談会のような、それぞれのご家庭でどういうふうになるのか、ということ相談できるようなかたちでしていただくと思われたいと思います。その場だけでなくいつでも相談できるようなところが教育委員会にあれば安心されるんじゃないかと思えます。

会長 個別ケースも多数あると考えられますね。
それでは、答申は原案どおりとし、相談にも配慮いただきたいと思えます。

最後に、私部西5丁目なんですけれども、ここはこうですね、という話があったと思うんですけれども、特に、6ページの(2)の部分ですが。現状のまま藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。ということですが。そのあたりはいかがでしょうか。

委員 ここもお住まいの方はご存知でしょうか。お住まいの方から、(仮称)交野みらい学園に通いたいというような意見が出ていることはないのでしょうか。地域の方が、私部西だから(仮称)交野みらい学園じゃないの、というような方は実際におられないのでしょうか。

事務局 こちらでは把握はしていません。

委員 この話は地区と校区の境界が一致してないことだけが課題になっている話だったと思うので、この地域の方から何かご意見がでないかな、と思ったんです。

委員 郡津地区は地域の方から意見があってアンケートをとって、ここは特にあがっていないからとらなかった、ということではないのでしょうか。

事務局 こちらから何も把握していないわけではなくて、区長に話を伺ったり、地域の地区長の方にも確認させていただいて、その中でもご意見がなくて、住所を変えてほしいというぐらいのことでした。

委員 第二京阪道路ができてしまったから分断されてしまったということですよ。

委員 星田と私部西の地域で開発があったからですね。

委員 今は地区と校区の境界のことで課題がありますけれども、昔はそういうことは考えていないですよ。星田区なんかは、8丁目の真ん中で星田小学校区か旭小学校区に分かれてしまっています。きょうだいで選べるよ、というようになっていますけれども、その子たちが卒業してしまうと中途半端になってしまって、片方は旭小学校区、片方は星田小学校区、というふうになってしまいます。

この課題はエリアや通学距離ではなくて、交野市のまちづくりの中できっちり決めておかないと。学校を整備するときに、適正配置になっていないのに、今から適正配置と言っても、星田小学校と旭小学校はとても近い位置にあって、今ならもっと山手にあった方がいいんじゃないか、とか思いますよね。星田西地区から旭小学校に通うのに、子どもたちはしんどい思いをしていますので。地域と校区はあわせるような方向が基本になれば、地区としてもやりやすいし、地域コミュニティもやりやすいと思います。

会長 人口増加で子どもが一気に増えてきたときには、そういう配慮よりも学校を整備して拡大してきたけれども、これから少子化になっていくときには、そういうあたりを考えながら整理をしていける方がコミュニティの関係でもいい、ということですね。そのあたりは今後の長い目でやっていかないといけないことかと思えます。今回はそのあたりに配慮をして進めてきているということです。他に全体を通じていかがでしょうか。

他に、文言など誤字があったり、ちょっとした表現の違いなど、些細な文言修正がありましたら、事務局と私の方で調整させていただいて、最終案として答申の作成について一任いただくということでしょうか。

委員 異議なし

会長 ありがとうございます。

それでは、案件（２）については以上といたします。
案件（３）はその他、となっておりますが、よろしいでしょうか。
それでは、第 18 回学校教育審議会を終了いたします。